# 【表紙】

 【発行登録番号】
 5 - 関東 1

 【提出書類】
 発行登録書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2023年 5 月19日

【会社名】 パーソルホールディングス株式会社

【英訳名】 PERSOL HOLDINGS CO.,LTD.

 【電話番号】
 (03)3375-2220(代表)

 【事務連絡者氏名】
 執行役員CFO 徳永 順二

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

 【電話番号】
 (03)3375-2220(代表)

 【事務連絡者氏名】
 執行役員CFO 徳永 順二

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2023年5月27

日)から2年を経過する日(2025年5月26日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】発行予定額 100,000百万円【安定操作に関する事項】該当事項はありません。【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

### 1【新規発行社債】

未定

### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

### 3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】 未定

### (2)【手取金の使途】

運転資金、設備資金、借入金返済資金、社債償還資金、有価証券の取得資金、自己株式の取得資金及び投融 資資金に充当する予定であります。

# 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月22日関東財務局長に提出 事業年度 第15期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定 事業年度 第16期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第15期第1四半期(自2022年4月1日至2022年6月30日)2022年8月12日関東財務局長に提出事業年度第15期第2四半期(自2022年7月1日至2022年12月31日)2022年11月14日関東財務局長に提出事業年度第16期第1四半期(自2023年4月1日至2023年6月30日)2023年2月13日関東財務局長に提出事業年度第16期第1四半期(自2023年7月1日至2023年6月30日)2023年8月14日までに関東財務局長に提出に提出予定事業年度第16期第3四半期(自2023年7月1日至2023年12月31日)2024年2月14日までに関東財務局長に提出に提出予定事業年度第17期第1四半期(自2024年4月1日至2024年6月30日)2024年8月14日までに関東財務局長に提出に提出予定事業年度第17期第2四半期(自2024年7月1日至2024年9月30日)2024年11月14日までに関東財務局長に提出に提出予定事業年度第17期第3四半期(自2024年10月1日至2024年12月31日)2025年2月14日までに関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

- (1)1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2023年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月24日に関東財務局長に提出
- (2)1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2023年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2023年4月12日に関東財務局長に提出
- (3)1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2023年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2023年5月15日に関東財務局長に提出
- (4)1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2023年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2023年5月15日に関東財 務局長に提出

### 4【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書)を2023年5月19日に関東財務局長に提出

# 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日(2023年5月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しており、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

パーソルホールディングス株式会社 本店 (東京都渋谷区代々木二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。